

## シルバー人材センターの就業時間の要件緩和について(イメージ)

### 目的

シルバー人材センターを通じた就業について、高齢者の多様な就業ニーズに的確に対応できるよう、現行では「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に限られている取扱業務の要件を緩和し、シルバー会員が就業可能な業務の選択肢を拡大することで、少子高齢化の進展により必要な労働力減少が懸念される中で、高齢者の就業機会の拡大を図ることとする。

### 要件緩和の内容

シルバー人材センターが行う労働者派遣及び職業紹介業務について、シルバー人材センターの指定・監督権限を有する都道府県知事が、対象とする業務の範囲を明確にした上で、いわゆる「臨・短・軽」要件を緩和し、週40時間までの業務を取り扱うことを可能とすることとしてはどうか。

## 民業圧迫等を防止する仕組み

都道府県知事が上記の指定を行う際には、シルバー人材センターの就業時間の要件緩和が民業圧迫や地域の労働市場への重大な影響を及ぼすことのないよう、以下のような要件を設けることとしてはどうか。

### ○ 業務範囲の指定

- ・ 要件緩和の対象とする業務の範囲を明確にすることとしてはどうか。

### ○ 関係者からの意見聴取

- ・ 要件緩和を行おうとする業務に関する地域の関係者の意見をあらかじめ聴取することとしてはどうか。

### ○ 要件緩和が認められるための基準の作成

- ・ 都道府県知事は、厚生労働省が定める基準に適合すると認められる場合に、要件緩和を行う地域等を定めることができることとしてはどうか。

※ この基準としては、次のようなものが考えられるのではないか。

- ① 要件緩和が当該地域の高齢者の就業機会の確保に必要なものであること
- ② 要件緩和により、事業者間の競争を不当に害することがないと認められること。
- ③ 要件緩和により、他の労働者の就業の機会に著しい影響を与えることがないと認められること。

### ○ 国の同意手続

- ・ 国としても、全国的な労働市場へ与える影響等の観点から、要件緩和に当たり問題が生じないものであるか確認する必要があるのではないか。

### ○ 問題が発生した場合の指定の解除

- ・ 問題が生じた場合には、都道府県知事は、要件緩和を実施する地域等の指定を解除することができるようにすべきではないか。